

提出書類確認表

商号又は名称	株式会社〇〇サービス				
担当者名	長浜 太郎	担当者電話番号	0749-62-4111	担当者FAX番号	0749-65-4111

役務・委託業務

(○：提出必須 △：該当する場合のみ提出)

提出書類等 (※詳細は申請書類作成要領を参照)		市 内		市 外		申請者 確認欄	※市 記入欄
		本店	営業所	本店	営業所		
〔様式A〕提出書類確認表（この用紙） ※申請に必要な書類が添付されているか、申請者確認欄に印し、提出してください。		○	○	○	○	レ	
以下の様式及び書類のPDFデータを「令和7年度入札参加資格審査申請」の登録フォームに添付してください。							
1	〔様式②〕役務・委託業務入札参加資格審査申請書（その2）	○	○	○	○	レ	
2	許認可等証明書 ※営業について資格等を有する場合のみ	△	△	△	△	レ	
3	法人 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） ※R6.10.1以降に発行されたもの	○	○	○	○	レ	
	個人 住民票 ※R7.1.1以降に発行されたもの	○	/	/	/		
4	組合構成員名簿 ※申請者が組合の場合のみ	△	△	△	△		
5	〔別記様式〕誓約書	○	○	○	○	レ	
6	納税証明書 法人 ・国税（法人税、消費税及び地方消費税） ※納税証明書「その3」又は「その3の3」〔法人用〕	○	○	○	○	レ	
	・県税（すべての都道府県民税） ※県税に未納がないことの証明書	○	○※1	○	○※1	レ	
	・市税（すべての市町村民税） ※完納証明書（納期到来分について未納のない証明書（市税すべて））	○	○※1	○	○※1	レ	
	個人 ・国税（所得税、消費税及び地方消費税） ※納税証明書「その3」又は「その3の2」〔個人用〕	○	/	○	/		
	・県税（すべての都道府県民税） ※県税に未納がないことの証明書	○	/	○	/		
	・市税（すべての市町村民税） ※完納証明書（納期到来分について未納のない証明書（市税すべて））	○	/	○	/		
※R6.10.1以降に発行されたもので、発行日時点での納期到来分について、各税に未納がないことが分かる証明書							

※1 受任者による申請の場合、県税及び市町村税の証明書は、当該営業所分のみを提出すること

役務・委託業務入札参加資格審査申請書（その２）

（１）申請者

商号・名称	株式会社〇〇サービス
-------	------------

※押印等は不要

（２）業務番号

別表を参照のうえ、下記にコード番号及び業務番号を記入してください。

コード番号		業務番号							
V	1	⑥							
V	2	③	④	⑤	⑥				
W	4	①							
X	5	④							
Y	2	③							
Z	1	①							
Z	4	①							
Z	8	⑤							

具体的業務名 ※左列のコード番号中で該当する業務番号が無い場合のみ記入

※希望するコード番号が多い場合は、入力欄を追加してください。

※該当する業務番号がない場合のみ、該当するコード番号を記入し、具体的業務名を簡潔に記入してください。

※該当するコード番号がない場合のみ、コード番号欄に該当するその他コード（V 9，W 9，X 9，Y 9，Z 9）を記入し、具体的業務名を簡潔に記入してください。

誓 約 書

令和 7年 1月 6日

長浜市長 様

所 在 地 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

商号又は名称 株式会社〇〇サービス

代表者職・氏名 代表取締役 滋賀 一郎

印

私（当社）は、以下に掲げる項目について、事実と相違ないことを誓約します。

また、本誓約書及び役職員名簿を長浜警察署に提供すること、並びに、以下の項目に該当する場合は、長浜市競争入札参加有資格者名簿から抹消されることに同意します。

- （1）役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者でないこと。
- （2）暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- （3）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者でないこと。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。